

省エネクローズアップ2010

6

[統括者][企画推進者][エネルギー管理者]の要件を理解し選任しよう。外部委託・兼任は認められるのか？

省エネ・省CO₂という大きな流れが加速する2010年。ビル経営を行っていく上で押さえておきたいこと・知っておきたいこと・興味深いトピックスなどを、順次ご案内していく「省エネクローズアップ2010」シリーズ第6弾。今回は、エネルギー使用状況届出書の提出にあたっての確認事項、およびエネルギー管理統括者などの選任や外部委託・兼任ができるケースについてご案内する。

(株) ザイマックスビルディングサイエンス
取締役 主幹研究員
吉田 淳



よしだ・あつし (Yoshida Atsushi)
1977年4月、(株)日本リクルートセンター入社(現(株)リクルート)、ビル事業部西日本部長など/1990年10月、(株)リクルートビルマネジメント(現(株)ザイマックス)大阪支店長、技術部長など/1997年6月、同社取締役/2001年5月、(株)ザイマックスビルディングサイエンスを設立し、現職/ビル管理および修繕分野をコアとしたプロパティマネジメントについての基礎研究

「使用状況届出書」を7月末までに

7月末が省エネ法の「エネルギー使用状況届出書」の提出期限となっている。事業者(会社)単位への転換で、初めての集計作業にご苦労されたかと思うが、締め切り日まで余裕を持った予定を立て、書類の準備を進めよう。

提出にあたっての様式は【図表1】のとおりで、提出先の経済産業局を【図表2】に示した。提出は持参でも郵送でも可で、提出通数は1部となっている。なお、控への送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用の封筒を同封の上、

正副計2部(控えを1部追加)を郵送すれば、返信用封筒で返送してもらえる。持参による提出の場合も、2部提出するとよい。

【図表1】 エネルギー使用状況届出書

(出所) 経済産業省

東京に主たる事務所(通常は本社)がある場合は、管轄は関東経済産業局になるので、さいたま新都心の合同庁舎へ持参することになる。事業所(建物)単位から事業者(会社)単位への省エネ法の転換により、首都圏には本社が多いので、関東経済産業局への届出が集中すると思われる。提出窓口では、書類の確認などに最低限の時間はかかるので、提出期日が近づくと混雑することが予想される。また、届出書には代表者の捺印が必要なので、社内手続きに時間が必要な企業もあるだろう。ぎりぎりになって慌てないようにしたいものだ。

資格要件を理解して 選任の準備を進めよう

さて、エネルギー使用状況届出書を届け出て、特定事業者として指定を受けるのは、行政の事務手続きの時間がかかるため9月頃になるだろうと言われている。しかし、年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kℓを上回って届出をしているからには、指定を受けるのは間違いないので、早めに次の準備にとりかかろう。

特定事業者の措置事項は【図表3】に示したとおりで、エネルギー管理統括者(以下、[統括者])とエネルギー管理企画推進者(同[企画推進者])を選任することが義務付けられている。また、特定事業者が設置している大規模な(1,500kℓ以上の)事業所はエネルギー管理指定工場に指定され、事業所ごとにエネルギー管理員・管理者(同[エネルギー管理者])の選任が必要だ。

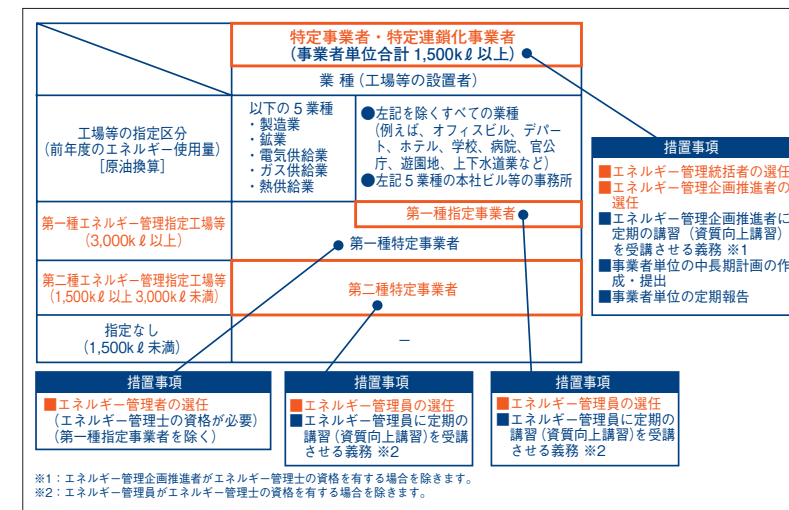
資格要件などは、本シリーズ③(本誌33号)でも取り上げたが、[統括者]は、事業経営の一環として事業者全体の俯瞰(ふかん)的なエネルギー管理

【図表2】 経済産業局の窓口一覧

経済産業局の窓口	管轄区域	経済産業局の所在地	窓口電話番号 (FAX番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-2-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 エネルギー対策課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0362 048-600-0364 048-600-0426 (048-601-1297)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-9801)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6043 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策担当	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5648)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡第一合同庁舎	092-482-5474 (092-482-5962)
沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1757 (098-860-3710)

(出所) 経済産業省

【図表3】 特定事業者とエネルギー管理指定工場等の区分及び措置事項



(出所) 省エネルギーセンター

を行い得る者とのことで、役員クラスの選任が求められる。

[企画推進者]は[統括者]を実務面から補佐する役割で、エネルギー管理士やエネルギー管理講習修了者から選任するが、今年度上期エネルギー管理講習は6月22日の仙台と名古屋を皮切りに全国で

実施されている。今後は【図表4】のとおり、さらに2回の実施が予定されているので、資格要件が満たされていない企業は受講を申し込むことにしよう。なお、[統括者]には講習などの資格要件は特に求められていない。

[統括者]の外部委託は原則認められない

省エネ法が選任すべきと求めている[統括者][企画推進者][エネルギー管理者]は、エネルギー管理において重要な役割と責任を果たすので、「自社内」の人材から選任するのが原則となる。この自社から選任の場合、【図表5】のように[企画推進者]とエネルギー管理指定工場の[エネルギー管理者]とは、兼任が認められている。また、地縁的一体性(注1)がある場合は、他社の[エネルギー管理者]と兼任させることもできる。

注1：兼任が認められる地縁的一体性とは、別事業者の工場などが同一敷地内、または隣接した敷地に設置され、かつ、それらの工場などのエネルギー管理が一体的である状態を言う。この場合、3工場までの兼任が可能。

次に、自社内から選任できない場合に、どのように条件を整えば外部委託が認められるのか、【図表6】を見ながら確認しよう。まず[統括者]であるが、そもそも役員クラスの選任が求められている重要な役割だけに、通常は外部委託ができない。

例外としては証券化物件の特別目的事業体(注2)が挙げられ、ここには実務を行う者がいないので自社から選任することが不可能である。そこで、①エネルギー管理の組織的取り組みを実施する②委託についての契約を取り交わし契約書を経済産業局に提出する③委託される者が[企画推進者]や[エネルギー管理者]に選任されていない

い——などの条件を満たし、経済産業局が承認した場合に限り、外部委託や兼任が認められることになった。実際には、特別目的事業体を運営するアセットマネジメント会社から人選されることになるものと思われる。

注2：特別目的事業体とは、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む不動産投資法人、合同会社などの事業体を指す。

[企画推進者]の外部委託は認められている

[企画推進者]の外部委託は、特別目的事業体に限らず一般の会社でも認められている。まず、委託される者の資格要件として、エネルギー管理講習修了者かエネルギー管理士であることが必要だ。その上で、①エネルギー管理の組織的取り組みを実施する②委託についての契約を取り交わし契約

【図表4】講習を実施する期日、講習地、講習会場及び募集人数

講習地	下期1新規講習日	下期2新規講習日	講習会場	募集人数
札幌市	11月26日(金)	3月1日(火)	北海道経済センター	250
仙台市	12月7日(火)	3月3日(木)	仙台国際センター	450
東京都	11月30日(火)	3月2日(水)	五反田TOC	2,800
名古屋市	11月19日(金)	3月2日(水)	名古屋国際会議場	1,000
富山市	11月25日(木)	3月8日(火)	ボルファートとやま／富山県中小企業研修センター	200
大阪市	11月25日(木)	3月11日(金)	マイドームおおさか	1,200
広島市	11月22日(月)	2月25日(金)	RCC文化センター	250
高松市	11月19日(金)	3月11日(金)	かがわ国際会議場	250
福岡市	11月19日(金)	2月25日(金)	九州ビルディング	500
那覇市	11月19日(金)	3月11日(金)	沖縄産業支援センター	100

受講申込書受付期間

下期1	平成22年9月21日(火)から平成22年10月15日(金)まで
下期2	平成22年12月22日(水)から平成23年1月20日(木)まで

(出所)省エネルギーセンター

書を経済産業局に提出する③委託される者が[統括者][企画推進者][エネルギー管理者]に選任されていない——などの条件を満たし、経済産業局が承認した場合に外部委託が認められる。

【図表5】自社から選任の場合の兼任の承認基準

自社から選任	選任できる者	兼任できる者
エネルギー管理統括者	資格要件なし(他社に選任されていない)	
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理士又は講習修了者(他社に選任されていない)	自社で選任したエネルギー管理者・管理員
エネルギー管理者・管理員	エネルギー管理士又は講習修了者(他社に選任されていない)	自社で選任したエネルギー管理企画推進者 他社のエネルギー管理者・管理員(地縁的一体性あり)

(出所)資源エネルギー庁資料をもとに株式会社ザイマックスビルディングサイエンス作成

【図表6】外部委託の承認基準

■通常のケース

外部委託	可否	選任できる者	選任できない者
エネルギー管理統括者	外部委託「不可」	—	—
エネルギー管理企画推進者	外部委託「可」	エネルギー管理士又は講習修了者(他社に選任されていない)	他社のエネルギー管理企画推進者 他社のエネルギー管理者・管理員 他社のエネルギー管理統括者
エネルギー管理者・管理員	外部委託「可」	エネルギー管理士又は講習修了者(他社に選任されていない)	他社のエネルギー管理企画推進者 他社のエネルギー管理者・管理員 他社のエネルギー管理統括者

■特別目的事業体のケース

外部委託	可否	選任できる者	選任できない者
エネルギー管理統括者	外部委託「可」	資格要件なし(他社に選任されていない) 他の特別目的事業体のエネルギー管理統括者	他社のエネルギー管理企画推進者 他社のエネルギー管理者・管理員 他社のエネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者	外部委託「可」	エネルギー管理士又は講習修了者(他社に選任されていない) 他の特別目的事業体のエネルギー管理企画推進者	他社のエネルギー管理企画推進者 他社のエネルギー管理者・管理員 他社のエネルギー管理統括者
エネルギー管理者・管理員	外部委託「可」	エネルギー管理士又は講習修了者(他社に選任されていない)	他社のエネルギー管理企画推進者 他社のエネルギー管理者・管理員 他社のエネルギー管理統括者

(出所)資源エネルギー庁資料をもとに株式会社ザイマックスビルディングサイエンス作成